

令和4年度 事業計画書



重箱石(7区 木戸川)

社会福祉法人 川内村社会福祉協議会

目 次

- 令和4年度川内村社会福祉協議会事業計画書
 基本方針 2

- 各事業部門計画書
 - 地域福祉事業部門 3
 - 介護事業部門 8
 - 地域包括支援センター 11



令和4年度 川内村社会福祉協議会事業計画書

《基本方針》

本村でも、少子・高齢化の加速、家庭環境の変化、独居世帯、ひとり親世帯や生活困窮者の増加など、人々が有する福祉課題、ニーズも多様なものとなり、現状での社会福祉制度では十分に対応しきれない生活課題が生じています。このような制度のはざまに陥った人や地域でこまっている人に対して支援をするのが社会福祉協議会の本旨であることから、一人も見逃さず支援体制を強化して取り組んでまいります。

昨年から進めている、地域福祉計画、地域福祉活動計画は、令和4年3月に策定済みであり、これにより新たな活動計画が策定されますが、今年度は、社協の基本目標である「コミュニティの再生、再構築の推進」を推進させながら、さらに「ひとり親世帯への支援」「介護・認知予防」の事業を、そして災害時の要支援者への対応を関係機関と連携しながら、「村民が安心して暮らせる福祉の村づくり」をさらに推進いたします。

本村の人口は4年1月1日現在で2,432人、65歳以上の高齢者は1,089人で昨年度から8人増となっており、高齢化率も44.8%と2ポイント高くなっております。今後、高齢者が地域で生きがいや、役割を持ち、お互い支え上手、支えられ上手になって頂くための事業を検討し進めてまいります。

福祉事業を推進する社会福祉協議会として、民生児童委員、老人クラブはもとより各関係機関・団体と連携・協力しながら地域福祉を推進するための計画といたします。

なお、事業所部門ごとの方針、計画は、それぞれ記載してあります。

《各事業部門計画書》

◇地域福祉事業部門◇

社協の相談支援体制の充実を図るため、相談支援体制を構築し、多職種による連携や多機関の協働の取り組みが一層求められる中で、課題を必要な機関等に繋げ、多くの機関が関わる中、課題解決が導けるよう関係づくりを築きます。

判断能力が十分でない方への権利擁護を行う日常生活自立支援事業を展開するほか、成年後見制度については周知啓発を図ると共に、成年後見にかかる相談支援体制が図れるよう行政と共同で取り組みます。また、生活困窮者に対しての経済的自立と生活の安定を目指した自立相談支援事業の相談支援を強化し、急速に進む少子高齢化や社会経済状況の変化に伴い、地域における助け合い機能の低下が叫ばれております。また、昨年来猛威を振るう新型コロナウイルスへの感染不安を抱えた生活を送っている今日、高齢者や子どもへの虐待、生活困窮による子どもの貧困、社会的孤立やひきこもり、孤独死などの生活問題や課題が複雑・多様化していることから、既存の制度や福祉サービスだけでは対応が困難となってきています。このような状況において、一人ひとりが抱える様々な生活課題に対し、地域住民が地域での課題を他人事と捉えず、主体的に解決を図っていく「地域共生社会の実現」に向け、各種福祉団体を支援しながら積極的に地域福祉活動へ参加できる体制づくりを行います。

項 目	主 な 実 施 内 容	実施時期等
1. 組織体制の強化	<p>(1) 法人運営の根幹である理事会・評議員会・監事会、評議員選任・解任委員会の開催</p> <p>(2) 各福祉団体及び行政機関（福祉・医療・保健）との連携を密にする。（コーディネート業務）</p> <p>(3) 人材育成計画、研修計画の策定により、職員の職場内研修（OJT）や職場外研修（Off-JT）参加により資質の向上を図る。</p> <p>(4) 情報共有のため職員会議</p>	<p>年3～4回</p> <p>毎月 第1月曜日</p>
2. 財政基盤の確立	<p>(1) 社協の行う地域福祉事業の多くは行政からの委託、補助で占められている。行政からの財源のみならず独自財源も厳しい現状であるが、社協の性格を踏まえながら、「経営的視点」を持った効率的な事務・財政運営を一層進めていく。</p> <p>(2) 介護保険サービス事業の健全経営を目指す。</p>	
3. 地域福祉活動の推進	<p>村の「地域福祉計画」と社協の「地域福祉活動計画」を1本化したことから、それに基づき、地域コミュニティや共助の再生、ひとり親世帯等の支援や高齢者の役割や生きがいづくり活動をさらに推進する。</p> <p>(1) 心配ごと相談事業 心配ごと相談所の開設 村民の日常生活上の悩みごと、心配ごと等の相談に応じ、適切な助言、援助などを行い福祉の推進を図る。</p> <p>(2) 生活福祉資金貸付事業 低所得者世帯が経済的に自立助長を図るため、生活福祉資金の適正な活用の推進を図る。</p> <p>(3) 生活援助資金貸付事業 資金貸付により、経済的自立と生活意欲の助長促進を図る。</p> <p>(4) 日常生活自立支援事業（あんしんサポート事業） 日常生活に不安のある方を生活支援員が地域で安心して生活ができるようお手伝いをする制度であり、地域住民に対して制度の周知を図る。（3件実施中）</p> <p>(5) 生活困窮者自立支援法による事業 県社協が受託して実施され、生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給その他の支援などが行われ、第2のセーフティネットとして情報提供や支援調整会議への参画等積極的にかかわる。</p>	<p>毎月1回 第3水曜日 民生委員協議会 県社協より受託</p> <p>村社協独自</p> <p>県社協より受託</p> <p>県社協</p>

項 目	主 な 実 施 内 容	実施時期等
3. 地域福祉活動の推進	<p>(6) 地域防災活動事業 村の地域防災計画に基づき、ボランティア受け入れ、民生委員及び赤十字奉仕団活動を行う。 災害時、要援護者救出体制を行政と連携して行う</p> <p>(7) ひとり親世帯支援事業 支援ニーズを把握しながら、ニーズに沿った支援（支援物資等の配布等）を行う。 行政と連携し、ひとり親世帯同士、地域との交流の場を設ける。</p>	
4. 在宅福祉サービス事業の推進	<p>(1) 福祉車両貸出サービス事業 社協独自事業として高齢者・障害者・知的障害者であって車イス使用等でなければ移動が困難な方への貸出。</p> <p>(2) 外出支援サービス事業（村受託事業） 村内居住者で自動車運転が不可能、歩行が困難な者で65歳以上の世帯や障がい者等を対象に、居宅から村内外の医療機関への通院や村内の公共施設・商業施設への送迎を行う。 村内の利用は原則1人月4回までとし料金は無料。 村外は双葉郡、田村市、小野町の医療機関のみ送迎</p> <p>(3) 自立（軽度）高齢者に対するヘルパー派遣事業（村受託事業）</p> <p>(4) 福祉用具貸与事業（緊急時の貸与） 車椅子</p> <p>(5) 配食サービス事業（村受託事業） 村内において、65歳以上の一人暮らし、高齢者世帯、障害者等を対象に実施。</p> <p>(6) 緊急情報カード設置事業支援（村事業）</p>	<p>申請随時</p> <p>申請は村へ随時登録運転手2名で対応</p> <p>申請随時</p> <p>申請随時 毎週水曜日</p>
5. 老人・児童福祉事業の推進	<p>(1) 老人クラブ活動の育成強化と連合会事務局</p> <p>(2) 生きがいと健康づくり支援事業 児童・生徒・婦人との世代間交流事業への協力</p> <p>(3) ふれあい・いきいきサロンの充実 閉じこもり防止や認知症や介護予防を目的に各地区で実施している事業に対し、協力・支援を行う。</p> <p>(4) 自主的サロン活動の支援</p> <p>(5) 子育てサロンの開催</p> <p>(6) 高齢者ふれあい交流会の実施</p>	<p>集会所 2か月1回 7地区</p> <p>月1回(木) 年1回</p>

項 目	主 な 実 施 内 容	実施時期等
6. 福祉団体活動の援助協力	(1) 民生委員協議会活動への協力（事務局） 研修事業の実施や参加協力 県主催の研修会や村定例会での研修の実施。 (2) 母子寡婦福祉会に対する援助協力（事務局） (3) 遺族会に対する援助協力（事務局） 隔年で実施する慰霊祭を秋頃に	定例会
7. 日本赤十字社事業の推進	(1) 日本赤十字社社資募集の推進（民生委員協議会） (2) 赤十字奉仕団に対する援助協力（事務局） (3) 災害時における救援物資等の支援、備蓄 (4) 救命救急法の実施	5月
8. 共同募金事業の推進	(1) 赤い羽根共同募金運動推進（行政区長会） 住民募金使途の明確化に努める。 (2) 歳末たすけあい募金運動推進（婦人会） (3) 歳末募金法人募金推進 (4) 配分事業の実施、復興基金事業の実施	10月 12月
9. ボランティア活動の推進	(1) ボランティア活動の情報提供 担当職員によるボランティア活動に関する相談、情報提供、活動の紹介を行う。 (2) ボランティア活動研修会の参加 ボランティア活動参加促進の啓もうを行い、コーディネーター養成研修会等への積極的な参加を促す。 (3) 福祉教育事業 小・中学校が実施する職場体験活動を受け入れ、若い世代の福祉活動への参加機会を提供する。 (4) ボランティアグループの育成及び活動保険の推進 高齢者サロンへのボランティアや避難者・村内福祉活動ボランティア受け入れや推進、組織化への支援をする。	

項 目	主 な 実 施 内 容	実施時期等
10. 生活支援相談員の活動	<p>＜基本理念＞</p> <p>仮設住宅、借り上げ住宅制度がなくなり、帰村した住民で生活基盤が弱くなり、自立した生活が困難になった人への支援を行う。</p> <p>具体的には、要援護者安否確認、生活上の相談等の受付を行い、安心して暮らせるように専門機関や関係機関と連携して支援を行う。</p> <p>また、各集会所において住民同士の情報交換や、生きがいづくり、日々の生活を送れるようサロン（集い）・交流会・レクリエーション等を企画し後方支援を行う。</p> <p>【活動内容】</p> <p>(1) 安否確認等（健康状態の確認、生活上の問題点） 帰村住民でひとり暮らしや高齢者世帯等住民を訪問し、安否等の確認をする。</p> <p>(2) サロン交流会の開催 住民の憩いの場、交流の場、楽しみの場としてサポート拠点等において、軽スポーツ、カラオケ、手芸、お茶会等を行い、日々の生活を楽しく、また張り合いのある生活にすることを目的に行う。 村内の帰村した高齢者の生活再建の支援や村内サロンの支援を併せて行う。</p> <p>(3) 独自事業の推進 高齢者の生きがいづくりを推進する独自事業（収穫祭、料理教室、趣味の講座等）の開催。</p>	<p>活動拠点を五社の杜サポートセンターとし、生活支援相談員4名を配置し通年活動する。</p>

◇介護事業部門◇

「居宅介護・訪問介護・通所介護」

川内村社会福祉協議会の基本目標である「コミュニティの再生・構築の推進」を念頭におき、介護保険事業である「居宅介護支援事業」、「訪問介護事業」、「通所介護事業」では、利用者及び家族の要望を把握したうえで、専門職として個々のニーズに答えられるサービス提供を目指します。また、利用者のご家族との信頼関係を大切にし、介護予防の観点も含め、要介護者及び要支援者が要介護状態の悪化を防止し、安心安全な在宅生活を継続できるようにサービスの提供に取り組みます。

一方、新型コロナウイルス感染の急増による経済社会への影響は極めて甚大であり、未だその収束が見通せない状況にある。社会福祉分野への影響は大きく、令和4年度に向けては「withコロナ」、「afterコロナ」の社会福祉実践の取り組みを具体化していく必要がある。（令和4年度の）日常業務や事業を実施するにあたって、徹底した新型コロナウイルス予防対策を講じるとともに、地域や事業利用者とのつながりを重視した事業運営を行っていきます。

コロナ禍で生活様式が変わる中、利用者、職員の心身状態を配慮し、人とのつながりが途切れることなく過ごせられるよう支援努力していきます。また、介護事業として、地域との関わりを持ち、要介護となる前から存在を知っていただけるよう働きかけます。

介護事業全体で、厳しい経営を迫られている状況ではありますが、経費節減を図りながら、人材確保、研修を充実させ質の高いサービスの提供に努めて村唯一のデイサービス、訪問ヘルパー事業者として、利用者に安心して利用して頂けるよう推進してまいります。

項 目	主 な 実 施 内 容	実施時期等
1 居宅介護支援事業	<p>(介護支援計画「ケアプラン」)</p> <p><基本理念></p> <p>安心して健やかに、その人らしい日常生活が送れるように支援する。</p> <p>① 介護サービス計画（ケアプラン）の作成</p> <p>② 介護認定訪問調査・介護予防プラン作成（村受託事業）</p> <p>③ 職員の資質向上のための勉強会や研修参加 ケース検討や外部研修会への参加等、専門的スキルを向上。</p> <p>④ 保健・医療・福祉機関との連携 地域包括支援センターや保健、医療機関、保健福祉課や介護保険施設、居宅サービス事業所、他居宅介護支援事業所との連携に努め適正な事業実施を図る。 認知症初期集中ケアチーム員として対応</p> <p><重点目標></p> <p>① これからも安心して住み慣れた在宅での暮らしができる介護保険制度に基づいた支援体制の強化</p> <p>② 介護支援専門員に求められる専門性を構築</p> <p>③ 関係機関との連携・強化を図る</p> <p>④ 地域住民が安心できる総合相談を行う</p>	<p>常勤3名 (内嘱託1名)</p>
2 訪問介護事業 (ヘルプサービス)	<p><基本理念></p> <p>利用者の尊厳を保ち、住み慣れた自宅で楽しく自分らしい生活が送れるよう努める</p> <p>① 訪問介護サービス提供。(介護給付事業) *身体介護、生活援助、相談助言等のサービスを提供する。</p> <p>② 介護予防給付事業</p> <p>③ 総合事業(介護予防・日常生活支援総合事業)にすべて移行し要介護者に対して必要な支援を行う(訪問型)</p> <p>④ 登録ヘルパーの充実により、サービス提供を効率的・効果的に提供するように努める。</p> <p>⑤ 職員の資質向上のための勉強会や研修参加、ミーティング、OJT や外部研修会参加、自己啓発援助(SDS)の実施</p>	<p>常勤1名 兼務5名</p>

項 目	主 な 実 施 内 容	実施時期等
2 訪問介護事業 (ヘルプサービス)	<p><重点目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ① ヘルパーが訪問することで生活環境が良くなり、利用者の表情が明るくなるようなサービスを目指します。 ② ご利用者・ご家族と信頼関係を築き、ご利用者の求めている生活に近づき、日々良かったと思っただけのようなサービスを目指します。 ③ 訪問介護のサービスに留まらず、他の関係機関と連携し安心して在宅で生活できるように支援します。 ④ 業務の質の向上と迅速な対応に務めます。 	
3 通所介護事 (ディサービス)	<p><基本理念></p> <p>利用者一人ひとりの尊厳を保持し、心身ともに健やかに自立に向けた介護サービスを提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 通所介護サービス提供（介護給付事業） 利用者にとって常により良いサービス提供 ② 介護予防通所介護事業（予防給付事業） 自力に向けた要支援者へのサービス ③ 総合事業 介護予防、生活支援事業（通所型）へ移行 ④ アクティビティ事業の充実 レクレーションや機能回復運動や体操を個々の能力において実施し、生活活動の活性化を促す。 ⑤ 職員の資質向上のための勉強会や研修参加 ミーティング、OJT や外部研修会参加、資格取得支援の実施。 診療所医師による勉強会の開催（毎月） ⑥ 定期的なサービス意向調査等の実施により、きめ細かなケアを実施。 <p><重点目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ①利用者様の思いを尊重します。 ②明るく楽しい雰囲気を作ります。 ③ご利用様に笑顔になって頂けるような1日を提供します。 ④他の関係機関と連携を取り、自立支援の推進を行って参ります。 	職員4名 臨時13名

◇地域包括支援センター◇

地域包括支援センターでは、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を人生の最後まで継続していくことができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けて活動してまいります。

重点的取り組み

- ① 緊急時や、今後も予想される自然災害等に備え、関係機関と連携し、独居・高齢世帯等見守りの必要な方の状況を把握し、支えあいや声掛け見守り等の連携を図り、必要な時に必要な対応ができる体制づくりを行います。
- ② 重層的な課題を抱えるケースが増加しており、地域ケア（個別）会議や医療介護連携会議等を積極的に開催し、他機関・多職種が共働し、チームで継続支援ができるような取り組みを推進します。
- ③ 認知症に対する地域の理解や認知症予防・早期発見に向けての普及啓発を行うと共に認知症の方や家族が安心して暮らせるための相談しやすい体制づくりを行います。
- ④ 日常業務や地域ケア会議、生活支援コーディネーターの活動等を通じて、「地域課題」を積極的に把握し、村に対して提言するとともに、共働で解決に向けた取り組みを行います。

項 目	主 な 実 施 内 容	実施時期等
1 包 括 的 支 援 事 業	<p>① 総合相談支援業務：高齢者の健康や生活の状況把握を行い、問題やニーズの早期発見・対応に努め、多様な相談に対応できるよう関係機関と連携しながら支援を行う。</p> <p>② 権利擁護業務：成年後見制度の活用促進や高齢者虐待への対応など、高齢者の権利擁護に必要な支援を行う。</p> <p>③ 包括的・継続的ケアマネジメント業務：高齢者が暮らしやすい地域づくりのために、医療・行政などの関係機関との連携体制づくりを進め、また地域のケアマネジャーが円滑に仕事をできるよう支援や指導を行い、質の高いサービスの提供に努める。</p>	<p>職員 常勤 4 名 (うち嘱託 2 名) (保健師 1 看護師・ケアマネ 1、社会福祉士 1 生活支援コーディネーター 1)</p>
2 介 護 予 防 ケ ア マ ネ ジ メ ン ト ・ 指 定 介 護 予 防 支 援 事 業	<p>① 介護予防の相談、介護予防事業への支援、介護予防サービス利用の調整を行う。</p>	
3 地 域 包 括 ケ ア シ ス テ ム の 推 進	<p>① 地域ケア会議の開催・開催支援：多職種協働による「個別ケア会議」の開催。行政主催の「自立支援型地域ケア会議」や「地域推進ケア会議」開催を支援する。</p> <p>② 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の充実：生活機能低下や閉じこもり等支援を要する高齢者等を把握し、介護予防活動につなぐ。また「いきいきサロン」等介護予防活動を支援するとともに、介護予防に関する知識の普及啓発活動を行う。</p> <p>③ 生活支援体制の整備：高齢者の地域での生活を支えるために、多様な支援体制の構築に向けた取り組みを行政と連携して行う。（避難行動要支援者対応含む）</p> <p>④ 在宅医療・介護連携の推進：医療と介護の両方を必要とする高齢者が安心して生活できるよう地域の医療機関や関係機関等の連携体制の構築を推進する。</p> <p>⑤ 認知症対策：高齢者やその家族、地域住民が集える「オレンジ（認知症）カフェ」を月 2 回開催。 認知症の早期発見・早期治療および家族への支援につながるよう支援する。相談等の各機関への連携や、認知症に関する知識の普及啓発活動を行う。</p>	